東北電原運第32号令和2年2月25日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24 第1項の規定に基づき、令和元年12月16日付、東北電原運第27号をもっ て変更認可申請しました、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文,別添について 以下のとおり一部補正する。

- ・申請書の本文を添付1のとおり一部補正する。
- ・申請書の別添を添付2のとおり一部補正する。

添付1

変更認可申請書のうち 本文の補正前後比較表

 $\omega$ 

注)補正後欄の下線は、補正事項に含まない。

## 変更認可申請書のうち 「別添 女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表」の 補正前後比較表

女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表	(合和元年12月1	6日付、東北電	電原運第27号)	の補正前後比較表
				~ / III <del>11</del> III

補正箇所	10頁 第1編 表紙	
所		
	変更前	変更後
<b>補</b> 正前		第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置) <sup>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点 から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3 の24等1編の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの設階 をいう。</sup>
	変更前	変更後
	変更前	第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置) 運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点
補	変更前	第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置) 運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点 から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3 の34第2項の規定に基づき認可を受け廃止措置を実施する前までの段階
補正	変更前	第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置) 運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点 から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3
	変更前	第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置) 運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点 から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3 の34第2項の規定に基づき認可を受け廃止措置を実施する前までの段階
正		第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置) 運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点 から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3 の34第2項の規定に基づき認可を受け廃止措置を実施する前までの段階
正	安川 1 号炉廃止措置に伴う変更 (定義の適正化)	第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置) 運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を搬入する時点 から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3 の34第2項の規定に基づき認可を受け廃止措置を実施する前までの段階

11頁 正箇 第3条(品質保証計画) 所 第1章 総則 第1章 総則 (目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43 第1条 この規定<u>第1編</u>は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。) 条の3の24第1項の規定に基づき、女川原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以 第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の女川原子力発電所2号炉および3号炉発電用原子炉施設(以下、本編において「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下、本編において「保安活動」という。) 下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的 を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子 炉(以下「原子炉」という。) による災害の防止を図ることを目的とする。 第2章 品質保証 第2章 品質保証 (品質保証計画) (品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動 を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」とい 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動 を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下、本編において「品質マネジメント 補 う。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 システム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 正 4. 品質マネジメントシステム 4. 1 一般事項 4. 品質マネジメントシステム 4. 1 一般事項 (1) 第4条に定める発電所の保安に関する組織(以下「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善す (1) 第4条に定める発電所の保安に関する組織(以下<u>本編において</u>「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、 品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を 継続的に改善する。 前 2. 適用範囲 2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。 (1) 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111の定義に従うものとする。 (1) 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111の定義に従うものとする。 (2) 原子力施設情報公開ライブラリー (2) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障 等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。 (以下「ニューシア」という。) 等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。 (以下<u>本編において</u>「ニューシア」という。) (中略) (中略)

- 1-		
	変更前	変更後
	第1章 総則	第1章 総則
	(目的) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43 条の3の24第1項の規定に基づき、女川原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安の ために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以 下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的 とする。	(目的) 第1条 この規定 <u>第</u> 1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。) 第43条の3の24第1項の規定に基づき、 <u>運転段階の</u> 女川原子力発電所 <u>2号炉および3号炉</u> 発電用原子炉施設(以 下 <u>本編において</u> 「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下 <u>本編において</u> 「保安活動」という。) を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子 炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。
	第2章 品質保証	第2章 品質保証
	(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。	(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。
甫	1.目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	1.目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従った品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下、本編において「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
<u>-</u>	2. 適用範囲 本品質保証計画は,発電所の保安活動に適用する。	2. 適用範囲 本品質保証計画は,発電所の保安活動に適用する。
复	3. 定義 (1) 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111 の定義に従うものとする。 (2) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。 (以下「ニューシア」という。)	3. 定義 (1) 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111の定義に従うものとする。 (2) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。 (以下、本編において「ニューシア」という。)
	(中略)	(中略)
	4. 品質マネジメントシステム 4. 1 一般事項 (1) 第4条に定める発電所の保安に関する組織(以下「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般事項 (1) 第4条に定める発電所の保安に関する組織(以下、本櫃において、「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
	(中路)	(中略)

記載の適正化

理

由

 補
 14頁

 面
 第5条(保安に関する職務)

 所
 第7条(原子炉施設保安運営委員会)

変更前 変更後 (保安に関する職務) (保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。 (中略) (中略) 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務前版は、総務域版名もの書価域版化の所管する業務を総括する。 (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を総括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長および原子燃料課長の所管する業務を統括する。 (29) 第1項 (9) および第2項 (9) から (28) に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならび  $({2 \over 2}{9})$  第1項  $({9})$  および第2項  $({9})$  から  $({28})$  に定める職位は,所管業務に基づき緊急時の措置,保安教育ならび に記録および報告を行う。 に記録および報告を行う。<br />
また、廃止措置管理課長 0)第1項(9) および第2項(9) から(28) に定める職位は、第1項(9) および第2項(9) から(29) に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・  $(3\,0)$  第1項(9) および第2項(9) から $(2\,8)$  に定める職位は、第1項(9) および第2項(9) から $(2\,9)$  に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・ 補 指導に従い業務を実施する 指導に従い業務を実施する 3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。 3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。 正 (原子炉施設保安委員会) (原子炉施設保安委員会) 第6条 本店に原子炉施設保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。 第6条 本店に原子炉施設保安委員会(以下, 本編において「保安委員会」という。)を設置する。 (省略) (省略) 前 (原子炉施設保安運営委員会) (原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下<u></u>、本編において「運営委員会」という。)を設置する。 (省略) (省略) (電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびポイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力発電工作物)(以下<u>本編において</u>「電気工作物」という。)の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ポイラ (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力発電工作物)(以下「電 気工作物」という。)の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主 任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 ・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 (省略) 第4章 運転管理 第4章 運転管理 第1節 通則 (構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。 第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。 (中略)

変更前 変更後 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。 第5条 保安に関する職務は次のとおりとする。 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する。 (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長および防災課長の所管する業務を統括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長<u>および</u>原子燃料課長の所管する業務を統括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長<u>,</u>原子燃料課長<u>および廃止措置管理課長</u>の所管する (中略) (中略) (29) 廃止措置管理課長は、第2編第205条(保安に関する職務)の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。 (30) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならび  $(\underline{29})$  第1項 (9) および第2項 (9) から (28) に定める職位は,所管業務に基づき緊急時の措置,保安教育ならび に記録および報告を行う。 に記録および報告を行う。 (30) 第1項(9) および第2項(9) から(28) に定める職位は,第1項(9) および第2項(9) から(29) に 定める業務の遂行にあたって,所属員を指示・指導し,遂行に係る品質保証活動を行う。また,所属員は課長の指示・ ( $\frac{81}{8}$ ) 第1項( $\frac{9}{9}$ ) および第2項( $\frac{9}{9}$ ) から( $\frac{28}{9}$ ) に定める職位は、第1項( $\frac{9}{9}$ ) および第2項( $\frac{9}{9}$ ) から( $\frac{30}{2}$ ) に 定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・ 指導に従い業務を実施する 指導に従い業務を実施する 補 3. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。 その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。 (原子炉施設保安委員会) (原子炉施設保安委員会) 第6条 本店に原子炉施設保安委員会(以下<u></u>本編において「保安委員会」という。)を設置する。 第6条 本店に原子炉施設保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。 正 (省略) (省略) (原子炉施設保安運営委員会) (原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下<u></u>本編において「運営委員会」という。)を設置する。 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 後 2. 運営委員会は,発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項 委員会にて定めた軽微な事項は,審議事項に該当しない。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営 委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (8) 改造の実施に関する事項 (第219条第2項に関する事項を含む) (8) 改造の実施に関する事項 (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) (電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力発電工作物)(以下「電 気工作物」という。)の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力発電工作物)(以下<u>本</u>編において「電気工作物」という。)の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ボイラ 任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 - ・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき,次の職務を遂行する。 (省略) (省略) 第4章 運転管理 第4章 運転管理 第1節 通則 第1節 通則 (構成および定義) (構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。 第11条 本章における原子炉の状態の定義を表11のとおりとする。

第5条:女川1号炉廃止措置に伴う変更(廃止措置管理課長の第1編における職務を明確化)

第7条:女川1号炉廃止措置に伴う変更(1号炉廃止措置工事の2,3号炉への影響確認を原子炉施設保安運営委員会の 審議事項に追加)

由

17頁 正箇 第17条(地震・火災等発生時の対応) 所 変更前 変更後 (地震・火災等発生時の対応) (地震・火災等発生時の対応) 第17条 各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に 第17条 各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に 報告する。 報告する。 (中略) (中略) (2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通 (2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上(発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対す 報連絡体制を定める。 る火災発生時の通報連絡体制を定める。 (中略) (中略) 泡消火楽剤 (化学消防自動車保有分を含む) (中略) (中略) ※6:発電所合計数 補 (制御棒のスクラム機能) (制御棒のスクラム機能) 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限と 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限と する。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。 する。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。 正 (中略) (中略) 表 2 2 - 2 判定値 全制御棒 前 3.5 秒以下 1号炉 項目 判定値 1.62 秒以下 1.62 秒以下 <u>2号炉</u> および3号炉 (75%挿入) 制御棒スクラムアキュムレ 10.5MPa[gage]DJ F (省略) 変更前 変更後 (地震・火災等発生時の対応) 第17条 各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に 第17条 各課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に 報告する。 報告する。 (中略) (中略) 2. 初期消火活動のための体制の整備として、<u>次の措置を講じる。</u>
(1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する\*2。
(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通 2. 初期消火活動のための体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 (1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する<sup>\*2</sup>。 (2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上<u>(発電所合計数)</u>を常駐させるとともに、この要員に対す 報連絡体制を定める。 る火災発生時の通報連絡体制を定める。 (中略) (中略) 泡消火楽剤 (化学消防自動車保有分を含む) 泡消火渠剤 (化学消防自動車保有分を含む) (中略) (中略) 補 ※6:発電所合計数 正 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限と 第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限と する。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く する。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。 (中略) 表 2 2 - 2 後 判定値 全制御棒の 3.5 秒以下 1 号炉 項目 判定值 全制御棒のスクラム時間の平均値 1.62 秒以下 (75%挿入) 1.62 秒以下 <u>2号炉</u> および3号炉 (75%挿入) 制御棒スクラムアキュムレータの圧力 10.5MPa[gage]以上 10.5MPa[gage]以上 (省略) 女川1号炉廃止措置に伴う変更(火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る計画を策定するこ とを明確化) 理 由

### 1995年 1995年 本学生 中華の大学 1995年 19

	変更前	変更後
		(原子炉施設保安委員会)
		第206条 本店に原子炉施設保安委員会(以下,本編においては「保安委員会」という。)を設置する。
		2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 (1)原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更
		(2)保安規定の変更
		(3) 廃止措置計画の変更
		(4) その他保安委員会で定めた審議事項
		3. 原子力部長を委員長とする。
		4. 保安委員会は、委員長、廃止措置主任者に加え、課長以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。
		(原子炉施設保安運営委員会)
		第207条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下,本編においては「運営委員会」という。)を設置する。
		2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営
		委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
		(1)廃止措置管理に関するマニュアルの制定および改定 ・運転員の構成人員に関する事項
		- <u>理転員の特別人員に関する事項</u> - 当直の引継方法に関する事項
		・巡視に関する事項
補		・警報発生時の措置に関する事項
Ш		・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
		<ul><li>・定期的に実施するサーベランスに関する事項</li><li>・廃止措置工事に係る工事計画(以下、本編において「廃止措置工事計画」という。) に関する事項</li></ul>
E.		(2) 燃料管理に関するマニュアルの制定および改定
		・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
		・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
		(3) 放射性廃棄物管理に関するマニュアルの制定および改定 ・ 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
爱		- <u>- 放射に関連体理を持つと対象との登録に関する事項</u> - 放射性液体廃棄物の放出登出連盟に関する事項
		· 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
		・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
		(4) 放射線管理に関するマニュアルの制定および改定
		・管理区域の設定、区域区分、特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
		・ 自生区吸の山八自生わるい歴(参拝に関する参拝 ・ 保存区域に関する事項
		· 周辺監視区域に関する事項
		・線量の評価に関する事項
		・除染に関する事項
		・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
		・放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
		(5) 保守管理に関するマニュアルの制定派に関する事業
		(6) 改造の実施に関する事項
		(7) 緊急時における運転操作に関するマニュアルの制定および改定(第311条)
		(8) 保安教育実施計画の策定(第319条)に関する事項
		(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。
		<u>3. 加速を支具とする。</u> 4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第205条第2項(2)から(8)の各部長の職位にある者に加え委員長が
		指名した者で構成する。

注)補正後欄の下線は、補正事項に含まない。

理

由

補正箇所	147頁 第208条(廃止措置主任者の選任)	
補正前	変更前	変更後   変更格   変更後   変更後   変更後   変更を知識を有する者であって、以下の (1) から (5) の いずれかの業務に能事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。なお、廃止措置主任者は   が選任する。 (1) 原子炉施設の運転に関する業務 (2) 原子炉施設の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の運転に関する業務 (4) 原子炉施設の運転に関する業務 (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 (6) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 (6) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 (6) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 (6) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 (6) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 (7) 原土措置主任者では、原子炉施設の廃止措置に関するとができる。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安し必要では、第1項および第2項に基づき、あらためて廃止措置 主任者を選任する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安し必要が場合は、廃止者では、原子の機務を遂行する。 (1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安し必要を場合は、廃止者では、原子の施設に発する者で、 (4) 表2 0 9 - 2 に定める争項について、更素を場合は、原理・措置に関する(4) 表2 0 9 - 2 に定かる事項について、所表の未認に先立ら確認する。 (6) 第3 2 2 条第 1 項の報告について、精素し、必要な指導・助言を行う。 (7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 (2) 原子内施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 (2) 所長は、廃止措置主任者が原子が施設の廃止措置に関する保安の企めにする意見を尊重する。 (3) 原子の解析を対象の解析・対象の解析・対象の解析・対象の原と対象に関する保安の監督に必要な職務を行う。 (2) 所長は、廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 (5) 素2 0 9 - 3 に示す過数の解析・対象の原と対象の原と対すに関する保安の監督に必要な職務を行う。 (7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 (8) 方面の保安教育実施計画 第 3 1 9 条 (所員への保安教育) 第 5 項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第 7 項に定める管理区域の設定および解除 第 3 1 9 条 (所員への保安教育) 原力の保安教育実施計画 第 3 2 0 条 (協力企業従業員への保安教育) 原力の保安教育実施計画 第 3 2 0 条 (協力企業従業員への保安教育) 原力の保安教育実施計画 第 3 2 0 条 (協力企業従業員への保安教育)
	変更前	変更後  (廃止措置主任者の選任) 第208条 廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。なお、廃止措置主任者は原子力部長が選任する。 (1)原子炉施設の運事または保守管理に関する業務 (2)原子炉施設の設計に保守を変全性の解析および評価に関する業務 (3)原子炉施設の設計に保守を安全性の解析および評価に関する業務 (4)原子炉に用する燃料体の設計または管理に関する業務 (5)原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 (5)原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 2.廃止措置主任者は、課長以上の者から選任する。 3.廃止措置主任者には代行者を置くことができる。なお、廃止措置主任者の代行者を置く場合は、第1項および第2項に基づき遺任する。 4.廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき遺任する。
補 正 後		(廃止措置主任者の職務等) 第209条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1)原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合は、所長へ意見を具申する。 (2)原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 (3)表209-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (4)表209-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (5)表209-3に示す記録の内容を確認する。 (6)第322条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 (7)その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2.所長は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見を尊重する。 3.原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を専重する。 (5)原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。 (6)第329条(第29年間に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を専工を表して、原子のを要する。  素209-1  素209-1  第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除第7項に定める管理区域の設定および解除第7項に定める管理区域の設定および解除第19条(所員への保安教育) 第19条(所員への保安教育) 第10保安教育実施計画第10保安教育実施計画第10保安教育実施計画第10保安教育実施計画第10保安教育実施計画第10保安教育実施計画第10保安教育実施計画
理由	女川1号炉廃止措置に伴う変更(発電用原子炉主任技術者と廃」 者を適正化,廃止措置主任者代行者の選任プロセスを明確化)	上措置主任者は審査基準上の独立性の要求が異なることから選任

注)補正後欄の下線は、補正事項に含まない。

補正	151頁	
補正箇所	第214条(マニュアルの作成)	
121		
	変更前	変更後
		(原子炉施設の運転員の確保) 第212条 発電管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、2名以上のうち、1名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。
		(巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視をする。
補		(マニュアルの作成) 第214条 発電管理課長は、次の各号に掲げる発電課長が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 巡視に関する事項 (2) 警報発生時の措置に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
正		_(4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項
		(引継) 第215条 発電課長は、その業務を次の発電課長に引き継ぐにあたり、運転日誌および引継日誌を引き渡し、運転状況を 申し送る。
前		(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第216条 発電課長は、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと 2. 原子燃料課長は、燃料を譲り渡す場合は、表216に定める譲渡し先に譲り渡す。 表216 種別 譲渡し先 使用済燃料 再処理事業者 新燃料 加工事業者
	変更前	変更後
	変更前	変更後  (原子炉施設の運転員の確保) 第212条 発電管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、2名以上のうち、1名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。
	変更前	(原子炉施設の運転員の確保) 第212条 発電管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、2名以上のうち、1名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視をする。
補	変更前	(原子炉施設の運転員の確保) 第212条 発電管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、2名以上のうち、1名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。
正	変更前	(原子炉施設の運転員の確保) 第212条 発電管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、2名以上のうち、1名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視をする。 (マニュアルの作成) 第214条 発電管理課長は、次の各号に掲げる原子型施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 巡視に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (2) 警報発生時の措置に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (5) 廃止措置管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 廃止措置工事計画に関する事項
	変更前	(原子炉施設の運転員の確保) 第212条 発電管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、2名以上のうち、1名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電課長は、「バトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電課長は、「バトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視をする。 (マニュアルの作成) 第214条 発電管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 巡視に関する事項 (2) 繁報発生時の措置に関する事項 (3) 原子炉施設の産・操作に関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 2. 廃止措置管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 廃止措置管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 廃止措置管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 廃止措置では、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。
正	変更前	(原子炉施設の運転員の確保) 第212条 発電管理課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、2名以上のうち、1名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視をする。 (マニュアルの作成) 第214条 発電管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 巡視に関する事項 (2) 警報発生時の措置に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (4) 定期的に実施する中ベランスに関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (5) 廃止措置管理課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 廃止措置で乗時に関する事項 (5) 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 廃止措置で事計画に関する事項 (5) 発電課長は、その業務を次の発電課長に引き継ぐにあたり、運転日誌および引継日誌を引き渡し、運転状況を第215条 発電課長は、その業務を次の発電課長に引き継ぐにあたり、運転日誌および引継日誌を引き渡し、運転状況を
正	変更前	(原子炉施設の運転員の確保) 第212条 発電管理職長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理職長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上編成した上で交替動務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また。2名以上なうち、1名は発電職長とする。 3. 発電管理職長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視をする。 (マニュアルの作成) 第214条 発電管理職長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 巡視に関する事項 (2) 警報発生時の指置に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (5) 原子炉施設の経過に関する事項 (7) 原土指置管理職長に、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき重き動会の確認を得る (1) 原土指置下事計画に関する事項 (5) 第216条 発電職長は、その業務を次の発電課長に引き継ぐにあたり、運転日誌および引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。 (原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第216条 発電課長は、次の事項を適字する。 (原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) 第216条 発電課長は、次の事項を適字する。 (1) 原子炉で運転停止に関する恒久的な措置)第216条 発電課長は、次の事項を適字する。
正	変更前	(原子炉施設の源転長の確保) 第212条 発電管無限技法、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者と体保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2 名以上をそろえ、5 班以上編成した上で交替動係を行わせる。なお、特別と事情がある場合を除き、運転員は連続して2 4時間を超える動務を行つてはならない。また、2 名以上のうち、1 名は発電課長とする。 3. 発電管理課長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1 名以上を常時中央制御室に確保する。 (※提) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電課長は、「パトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 (マニュアルの作成) 第214条 発電管理課長は、次の各号に掲げる展子炉施設の廃止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 巡視に関する事項 (2) 緊卵発生物の潜電に関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (5) 選上措置を開発展長は、次の各号に掲げる原子炉施設の原止措置管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定に対応では、第207金第2項に基づき確含を設合ないまとませませままが引続日誌を引き渡し、測定・改定に関する事項 (月維) 第215条 発電課長に、その業務を次の発電課長に引き継ぐにあたり、運転日誌および引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。 (原子炉の運転停止に関する事項を遵守する。 (1) 原子炉に関する事項を遵守する。 (1) 原子炉に関する事項を遵守する。 (1) 原子炉に関する単位に関する単分によの企業に関する事項を選集し、次の事項を遵守する。 (1) 原子炉に関する単位に関する単分には関り接入ないこと 2. 原子炉の運転停止に関する単分に表の企業がよりませままがよび引続日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。
正 後	女川1号炉廃止措置に伴う変更(廃止措置管理に関するマニュ	(原子が設定の運転量の連転) 第212条 発電管理服長は、原子が施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子が施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子が施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子が施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上解成した上で交替動務を行わせる。次は、物別な事情かる場合を除。運転員は連接して24時間を見る動務を行ってはならない。発電管理長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子が施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電器長は、「バトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 (でニュアルの作成) 第214条 発電管理長は、次の各号に掲げる原子が施設の廃止制度管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定となっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 意根に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の手に乗がきる事項を得る。 (1) 定は特質で要素性に関する事。 (1) 定は特質で要素性に関する事項を得る。 (1) 定は特別を表現とは、次の事項を選手を決定を得る。 (1) 原子がよりを無して、次の事項を選手といるとの企業に関する事項 (3) 原子がよりを実施に関する事項 (3) 原子がよりを実施に関する事項を表現と表に関する権力を表現と対しませないこと (2) 原子がよりを実施に関する事項を表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを対しませないこと。 (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子が表に関する情報と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表現とないこと。 (原子が成りの課金の事項を表現と対しまれたが、表現と表現と表現とないことを表現とないことを表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、
正		(原子が設定の運転量の連転) 第212条 発電管理服長は、原子が施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子が施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子が施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子が施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上解成した上で交替動務を行わせる。次は、物別な事情かる場合を除。運転員は連接して24時間を見る動務を行ってはならない。発電管理長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子が施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電器長は、「バトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 (でニュアルの作成) 第214条 発電管理長は、次の各号に掲げる原子が施設の廃止制度管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定となっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 意根に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の手に乗がきる事項を得る。 (1) 定は特質で要素性に関する事。 (1) 定は特質で要素性に関する事項を得る。 (1) 定は特別を表現とは、次の事項を選手を決定を得る。 (1) 原子がよりを無して、次の事項を選手といるとの企業に関する事項 (3) 原子がよりを実施に関する事項 (3) 原子がよりを実施に関する事項を表現と表に関する権力を表現と対しませないこと (2) 原子がよりを実施に関する事項を表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを対しませないこと。 (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子が表に関する情報と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表現とないこと。 (原子が成りの課金の事項を表現と対しまれたが、表現と表現と表現とないことを表現とないことを表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、
正 後		(原子が設定の運転量の連転) 第212条 発電管理服長は、原子が施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子が施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子が施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 発電管理課長は、原子が施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、2名以上をそろえ、5班以上解成した上で交替動務を行わせる。次は、物別な事情かる場合を除。運転員は連接して24時間を見る動務を行ってはならない。発電管理長は、2項に定める人数のうち、主機運転員以上の職位にある運転員の中から1名以上を常時中央制御室に確保する。 (巡視) 第213条 発電課長は、毎日1回以上、原子が施設(第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 2. 発電器長は、「バトロール要領書」に基づき、第295条第1項で定める区域を除く)を巡視する。 (でニュアルの作成) 第214条 発電管理長は、次の各号に掲げる原子が施設の廃止制度管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定となっては、第207条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 意根に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層値の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の各層の運転操作に関する事項 (3) 原子が施設の手に乗がきる事項を得る。 (1) 定は特質で要素性に関する事。 (1) 定は特質で要素性に関する事項を得る。 (1) 定は特別を表現とは、次の事項を選手を決定を得る。 (1) 原子がよりを無して、次の事項を選手といるとの企業に関する事項 (3) 原子がよりを実施に関する事項 (3) 原子がよりを実施に関する事項を表現と表に関する権力を表現と対しませないこと (2) 原子がよりを実施に関する事項を表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを対しませないこと。 (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子がモードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと (2) 原子が表に関する情報と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表に関いを表現と表現とないこと。 (原子が成りの課金の事項を表現と対しまれたが、表現と表現と表現とないことを表現とないことを表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、表現とないまたが、

補正箇所	152頁 第217条 (地震・火災等発生時の対応)	
補 正 前	変更前	変更後  (地震・火災等発生時の対応) 第217条 各課長は、地震・火災発生時は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。 (1) 薬度5割以上の地震が観測でされた場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。。 (2) 原子厚施設の火災発生時は、早期消火および延歩の防止に努め、強火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。。 2. 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、
補正後	· 英更前	変更後  (地震・火災等発生時の対応) 第217条 各課長は、地震・火災発生時は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止権置主任者に報告する。 (1) 護度 5 切以上の地震が観測®**された場合は、複葉科で後、維持すでを原子が施設が損傷の有無を確認する。 (2) 原子が施設の火災発生時は、早期消みおよび延慢の防止に努め、強火後、維持すでを原子が施設の損傷の有無を確認する。 (3) 原子は、発電から、消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通程設備を中央制御家に設置する**2、火災発生時には、発電から、消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通程設備を中央制御家に設置する**2、(2) 防災課長は、発電があら消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通程設備を中央制御家に設置する**2、(2) 防災課長は、初期消み活動を行うを動として、10名以上(発電所合計数)を常點させるとともに、この要員に対する火災を生時つ適種連絡体制を定める。 (3) 防災最長は、初期消み活動を行うため、度上17に示す化学消防自動車および液消水薬剤を配備する。また、初期消水活動に必要なたの他監験を行うため、度上17に示す化学消防自動車および液消水薬剤を配備する。また、初期消水活動に必要なたの他監験を行うため、度上する場合を連記する。 (5) 希望課長は、第213条に定める選促により、火災発生の有無を確認するとともに、発度を弱力とよび療止消費主任者に報告する。 (6) 各課長は、第213条に定める選促により、火災発生の有無を確認するとともに、実施を研究とびる関係が出来していて、総合的な訓練および初期消み活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、影像請果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。 表217 変値 数量
正		(地震・火災等発生時の対応) 第217条 各課長は、地震・火災発生時は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。 (1) 震官 5弱以上の地震が観測*** された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火および延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設の火災発生時は、早期消火および延焼の防止に努め、鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する**。 (1) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、10名以上、発電所合計数)を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他管機体を定める配備する。 (4) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他管機体を定め、配備する。 (5) 発電課長は、第213条に定める透視により、火災発生の有無を確認する。 (6) 各理集長は、第25 第以上の地震が観測**3もた場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および療患者で、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および療患者で、地震終了後、維持すべき原子炉施設の状災発生の有無を確認するとともに、非確結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。表217 設備  変量  化学消防自動車***  「他学消防自動車***  「治療・生きる。発電管理課長は、所長、廃止措置主任者に報告する。 表電課長は、地水事・台風、津波等の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電性のサントが影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電性の関するともに、必要な措置について協議する。発電機能する。発電管理課長は、所長、廃止措置主任者および各課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。発電機能する。発電機能する。発電課金により使用を発きる。とおいて協議するとともに、必要な措置について協議する。 第211 観測された嚢度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の環度をいう。 ※21 観測された嚢度は発電が高検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。 ※3:400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有するとともに、必要な措置に対しな能力を有するとともに、必要な措置について協議する。

注)補正後欄の下線は、補正事項に含まない。

補正箇所	158頁 第286条(使用済燃料の貯蔵)	
	変更前	変更後
		(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) <mark>各</mark> 号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。
		(2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。
		(4) 使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。
		表286   格号炉の使用済燃料   貯蔵可能な使用済燃料プール
		1号炉     1号炉, 2号炉 <sup>*1</sup> , 3号炉 <sup>*1</sup> ※1:1号炉の使用済燃料プールで42ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。
		(使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交
補		<u>換機を使用する。</u> 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいて、使
		用済燃料輸送容器に収納する。 (1)法令に適合する容器を使用すること。 (2)燃料交換機を使用すること。
正		(2) 原門斉燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (3) 使用斉燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。
		3. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。
前		(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
נינו		(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要 な箇所に見張り人を配置すること。
		(4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせるこ
		と。 (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。
		4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の 表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第294条第1項(1)
		に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収
		納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6.輸送・固体廃棄物管理課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。
		・ TRACE INTERPORTED EXEMPLATES, INTERPORT COLUMN TECHNICAL AND LINES, 7/1人で不知のというの。
	<b>水</b> 甫 前	<b>亦</b> 审
	変更前	変更後 (使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料理長は 使用溶燃料を貯蔵する場合は 次の事項を適守する
	変更前	
	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。
	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。
	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。
	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 表286    貯蔵可能な使用済燃料プール   1号炉、2号炉*1、3号炉*1
	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 表286    貯蔵可能な使用済燃料プール
	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 表286    貯蔵可能な使用済燃料プール   1号炉、2号炉*1、3号炉*1
補	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1)
補	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。   (1)
	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) よりがの使用済燃料を表え286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 表286  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
補正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1
正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 計分炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 表286
	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1
正	変更前	(使用済燃料の貯蔵) 第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を財産する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 号炉の使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉の使用済燃料ブール   1号炉、2号炉き1、3号炉き1   ※1:1号炉の使用済燃料プールで42ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。   (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。   2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。   (1) 法合に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (5) 燃料交換機を使用すること。 (6) 燃料交換機を使用すること。 (7) 紫料を収納した使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (9) 保育に使める危険物と混載しないこと。 (1) 深器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に裸臓を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要
正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 当好の使用済燃料を表え86に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。  麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   ※1:1号炉の使用済燃料ブールで42ヶ月以上済却した燃料を貯蔵する。   (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。   2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (5) 職選・固体廃棄物管理課長は、素電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。
正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 「デザの使用済燃料を表と86に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を貯蔵する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。  2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料であれて、(1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび希知期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 使用済燃料の原外で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表
正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) ** 「(1) ** 「サラの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 表286
正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。
正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 「分野の使用済燃料を表286に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交機機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。  麦286
正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。
正	· 英更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。
正	変更前	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。
正		第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。
正後	記載の適正化	第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。
正		第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。
正後		第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。
正後		第286条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 時かの使用済燃料を表286に定める使用済燃料ブールに貯蔵すること。 (2) 使用済燃料ブールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料交換機を使用すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (4) 使用済燃料ブールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 麦286    貯蔵可能な使用済燃料ブール   1号炉、2号炉**1、3号炉**1   3号炉**286を開発を開発を開始する。  (使用済燃料の運搬) 第287条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料ブールにおいて、燃料交換機を使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運輸する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料ブールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 燃料交換機を使用すること。 (3) 使用済燃料の多イブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (4) 収納する使用済燃料のタイブおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (3) 健康療を設理無限は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 容器の車両への積付けは、運輸中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危機かと混破しないこと。 (3) 連絡経路に関連りるを配置すること。 (4) 車両を除行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりは、当に定める低速間するといった。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を育する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器が高速度がほったのででのでは、保存のために必要な監督を行わせること。 (6) 容器および車の適まりな筋所に法令に定める標識をつけること。 (6) などはなから運搬するを開する場合は、姿容等の換量当量率が法令に定める質を超えていないことを確定する。 5. 放料線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用液燃料を収納に必要なを運搬を必要を移動する場合は、姿容等の表面所強を度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 5. 放射線管理課長は、輸送・固体廃棄物管理課長が管理区域内で第294条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納にた使用済燃料を収納に対して確認と可能を開かる。

補 195頁 正箇 附則 所 変更前 変更後 原規規発第 1406241 号) 則(平成26年6月24日 原規規発第 1406241 号) 則(平成26年6月24日 (施行期日) (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、原子力規制委員会の認可を受 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条および第5条については、第4条 図4の組織への改正を行う日から、また添付2の管理区域図のう けた後、第4条および第5条については、第4条 図4の組織への改正を行う目から、また添付2の管理区域図のう ち固体廃棄物貯蔵所については、固体廃棄物貯蔵所(固体廃棄物貯蔵所増設工事)に係る使用前検査合格証の受領目 ち固体廃棄物貯蔵所については、固体廃棄物貯蔵所(固体廃棄物貯蔵所増設工事)に係る使用前検査合格証の受領日 から、それぞれ施行する。 2. 第62条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル から, それぞれ施行する。 2. 第62条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル 発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。 発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。 (中略) 附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802067号) 附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802067号) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から 施行する。 施行する。 補 附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902153号) 附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902153号) (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 正 附 則(令和元年6月3日 原規規発第19060310号) 附 則(令和元年6月3日 原規規発第19060310号) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から 施行する。 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から 施行する。 前 附 則(令和 年 月 日 原規規発第 (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 変更前 変更後 原規規発第 1406241 号) 原規規発第 1406241 号) (施行期日) (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条および第5条については、第4条 図4の組織への改正を行う日から、また添付2の管理区域図のう 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条および第5条については、第4条 図4の組織への改正を行う日から、また添付2の管理区域図のう ち固体廃棄物貯蔵所については、固体廃棄物貯蔵所(固体廃棄物貯蔵所増設工事)に係る使用前検査合格証の受領目 ち固体廃棄物貯蔵所については、固体廃棄物貯蔵所(固体廃棄物貯蔵所増設工事)に係る使用前検査合格証の受領日 から, それぞれ施行する。 から, それぞれ施行する。 2. 第62条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル 2. 第62条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル 発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。 発電機または大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。 附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802067号) 附 則(平成30年2月6日 原規規発第1802067号) (施行期日) (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から 施行する。 施行する。 補 附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902153号) 附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902153号) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 正 附 則(令和元年6月3日 原規規発第19060310号) 附 則(令和元年6月3日 原規規発第19060310号) (施行期日) 後 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から 施行する。 施行する。 附 則(令和 年 月 日 原規規発第 (施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 どし,女川1号炉廃止措置に伴う変更については,<mark>原-</mark> 女川1号炉廃止措置に伴う変更(施行期日の明確化) 理 由